# 令和4年かすみがうら市議会第4回定例会 市長提出議案概要書

令和4年11月15日

かすみがうら市

## 目 次

〇 報告〔1件〕

報告第 1 / 号	専決処分事項の報告について		
	〈損害賠償の額の決定及び和解〉		1
○ 承認〔2件	J		
承認第 7 号	専決処分事項の承認を求めることに	ついて	
	〈令和4年度かすみがうら市一般会	計補正予算(第	第9号)〉
			2~3
承認第 8 号	専決処分事項の承認を求めることに	ついて	
	〈令和4年度かすみがうら市一般会	計補正予算(第	第10号)〉
			4~5
○ 計画に関す	る議案〔1件〕		
議案第 59 号	かすみがうら市過疎地域持続的発展	計画の策定に	ついて
			6 <b>~</b> 7
○ 条例に関す	る議案〔7件〕		
議案第60号	かすみがうら市過疎地域における固	定資産税の課	税免除に関
	する条例の制定について【新規】		8~9
議案第 61 号	かすみがうら市政治倫理条例の制定	について【新	規】
			10
議案第 62 号	かすみがうら市一般職の任期付職員	の採用及び給-	与の特例に
	関する条例の一部を改正する条例の	制定について	【一部改正】
			11

議案第 63 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤の	のものの給与ス	及び旅費に
	関する条例の一部を改正する条例の	制定について	【一部改正】
			12~13
議案第 64 号	かすみがうら市職員の給与に関する	条例の一部を改	女正する条
	例の制定について【一部改正】		14~15
議案第 65 号	かすみがうら市会計年度任用職員の	給与及び費用弁	†償に関す
	る条例の一部を改正する条例の制定の	について【一部	『改正】
			16
議案第 66 号	かすみがうら市職員の定年等に関する	る条例等の一部	『を改正す
	る条例の制定について【一部改正】		17~18
○ 予算に関する	る議案〔6件〕		
議案第 67 号	令和4年度かすみがうら市一般会計	補正予算(第1	1号)
			19~27
議案第68号	令和4年度かすみがうら市国民健康(	保険特別会計補	甫正予算(第
	1号)		28
議案第 69 号	令和4年度かすみがうら市後期高齢	者医療特別会記	†補正予算
	(第1号)	•••••	29
議案第 70 号	令和4年度かすみがうら市介護保険	特別会計補正予	予算(第2
	号)		30~31
議案第 71 号	令和4年度かすみがうら市水道事業	会計補正予算	(第3号)
			32
議案第 72 号	令和4年度かすみがうら市下水道事	業会計補正予算	算(第2号)
			33

〇 指定管埋者	の指定に関する議案 し2件 」		
議案第 73 号	かすみがうら市活性化センター生産	物直売所の指	定管理者の
	指定について		34
議案第 74 号	かすみがうら市水族館の指定管理者	fの指定につい	て
			35
○ その他の議	案〔1件〕		
議案第 75 号	字の区域の変更について		36~38

報告第17号

専決処分事項の報告について

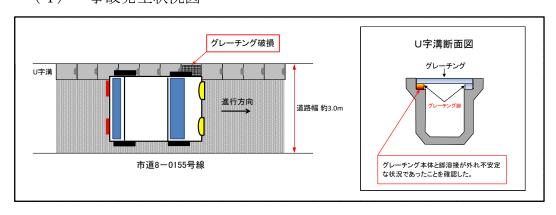
〈損害賠償の額の決定及び和解〉

#### 1 要 旨

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの

#### 2 内 容

- (1) 相手方 かすみがうら市在住の個人
- (2) 示談内容
  - 過失割合 かすみがうら市 100% 相手方 0%
  - ・損害賠償額 かすみがうら市 131,362円 相手方 0円
- (3) 事故の内容 市が管理する市道8-0155号線、上稲吉160 番2地先において、U字溝を通過した際、破損して いたグレーチングが跳ね上がり、相手方が運転する 車両の左側下面を破損した。
- (4) 事故発生状況図



3 専決処分日

令和4年9月28日

[ 都市建設部:道路課]

承認第7号

専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算(第9号)〉

#### 1 要 旨

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算(第9号)について、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処 分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求め るもの

#### 2 内 容

オミクロン株対応ワクチンについては、従来のワクチンと比較して、オミクロン株に対する重症化・感染・発症予防効果がそれぞれ強いことが期待されており、オミクロン株対応ワクチン追加接種の体制を確保することにより第8波に備える必要があることから、早急な予算措置をするため令和4年度一般会計補正予算(第9号)により補正を行った。

#### 3 専決処分日

令和4年9月30日

[ 市長公室:政策経営課 ]

## 令和4年度 一般会計補正予算第9号 R040930専決

No	事業	内	容	単位: <sup>=</sup>	千円
1	新型コ 費	ロナウイルスワク・	チン接種に要する経	155, 264	
	通	信運搬費(接種券等郵	3送料)		4, 284
	接	種券等封入・封緘業務	委託		3, 976
	相	談体制等(コールセン R5.1月~3月	ター)設置委託		19, 300
	接	種者情報等入力業務委 R5.1月~3月	託		1, 664
	ワ	クチン接種委託			115, 271
	集	·団接種会場運営業務委 R4,10~R5.3月	託		6, 290
	高	齢者等接種会場送迎業	務委託		2, 928
	合 計			155, 264	

<sup>※1</sup> 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

承認第8号

専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算(第10号)〉

#### 1 要 旨

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算(第10号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの

#### 2 内 容

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への 影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対する支援として、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給するにあたって、早急 な予算措置をするため令和4年度一般会計補正予算(第10号)により補 正を行った。

#### 3 専決処分日

令和4年10月21日

〔 市長公室:政策経営課 〕

## 令和4年度 一般会計補正予算第10号 R041021専決

No 事業 内 容 単位:千円

市 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(住民税非課税世帯等)に要する経費

203, 400

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 50,000円×4,000世帯

200,000

合 計 203,400

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第59号

| かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の策定について

## 1 要 旨

令和4年4月に霞ヶ浦地区(旧霞ヶ浦町)が過疎地域の指定を受けたことを受け、人口減少に対応するため、総合計画や総合戦略及び行財政改革基本方針の施策を引き続き進めるとともに、過疎地域持続的発展計画を策定し、特別に発行が認められる過疎対策事業債を活用するなど、過疎地域の魅力やポテンシャルを活かした施策を展開し、将来にわたって持続可能な地域づくりを目指すもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの

#### 2 内 容

- (1) 計画の概要
  - ア構成
  - ① 基本的な事項
  - ② 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
  - ③ 産業の振興
  - ④ 地域における情報化
  - ⑤ 交通施設の整備、交通手段の確保
  - ⑥ 生活環境の整備
  - ⑦ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
  - ⑧ 医療の確保
  - ⑨ 教育の振興
  - ⑩ 集落の整備
  - ① 地域文化の振興等
  - ② 再生可能エネルギーの利用促進
  - ③ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

	⇒l. <del></del>
1	計画期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4か年
	〔 市長公室: 政策経営課 〕

議案第60号

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について【新規】

#### 1 要 旨

過疎地域(旧霞ヶ浦町全域)において、一定の事業用資産(償却資産、 家屋、土地)を取得した場合、固定資産税を課税免除することで産業振興 の促進を図るもの

#### 2 内 容

(1) 課税免除の対象となる区域及び対象者

ア 対象区域

旧霞ヶ浦町全域

イ 対象者

青色申告をする「個人又は法人」

(2) 課税免除の対象となる業種

製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

- (3) 課税免除の対象となる資産
  - ア 償却資産

「機械及び装置」のうち、事業の用に供するもの

イ 家屋

「建物及び付属施設」のうち、事業の用に供する部分

ウ土地

令和4年4月1日以降の取得であり、取得の翌日から起算して 1年以内に対象家屋の新築・増築工事の着手のあった土地の事業の用に供する部分

## (4) 課税免除となる要件

- ア 租税特別措置法第12条第4項の表の第1号又は第45条第 3項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であること。
- イ 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得等 した設備であること。
- ウ 償却資産及び家屋の取得価額の合計が下表の取得価額基準を 満たすこと。

			法人				
	個人	資本金規模					
		5,000 万円以下	5,000 万円超~ 1 億円以下	1億円超			
製造業旅館業	500 TIN I	500 万円以上	1,000 万円以上 新設・増設のみ対象	2,000 万円以上 新設・増設のみ対象			
農林水産物等 販売業 情報サービス 業等	500 万円以上	500 万円以上	500 万円以上 新設・増設のみ対象				

#### (5) 課税免除の期間

最初に課税されることになった年度から3か年度分を課税免除

#### (6) 普通交付税措置

免除による減収分の75%を普通交付税で補填

## 3 施行年月日

公布の日

〔 産業経済部:地域未来投資推進課 〕

議案第61号

かすみがうら市政治倫理条例の制定について【新規】

#### 1 要 旨

市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長、副市長及び教育長並びに市議会議員が、市民全体の奉仕者として、 人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、 市政に対する市民の信頼に応え、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的にこの条例を制定するもの

#### 2 内 容

(1) かすみがうら市政治倫理条例の制定

目的、責務や遵守する基準、市民の責務、市の工事等の契約に 関する遵守事項、政治倫理審査会の設置、市民の調査請求権、審 査会の調査、贈収賄罪の第1審有罪判決宣告後における説明会、 協力義務、違反措置等について規定するもの

(2) かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の改正 (附則関係)

「政治倫理審査会委員」を加える。(別表第1附属機関の部)

3 施行年月日

令和5年2月1日

〔 市長公室:秘書広報課 〕

議案第62号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】

#### 1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和4年8月8日に あった人事院勧告に伴い、令和4年度及び令和5年度以降の給料及び期末 手当について、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの

#### 2 内 容

#### (1) 特定任期付職員の給料

	改正前	改正後
1号給	375,000円	376,000円

#### (2) 期末手当の支給月数

	6月期	12月期
令和4年度	1.625月	1. 675月
令和5年度以降	1. 650月	1.650月

※前年度比0.05月分の引上げ(令和5年度以降は、引上げ分を 6月期及び12月期で平準化して支給)

#### 3 施行年月日

#### (1) 公布の日

ただし、令和5年度以降の期末手当支給月数の改定については、 令和5年4月1日から施行する。

(2) 令和4年度の給料及び期末手当支給月数の改定については、令和4年4月1日から適用する。

[総務部:総務課]

議案第63号

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】

#### 1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和4年8月8日に あった人事院勧告に伴い、令和4年度及び令和5年度以降の期末手当につ いて、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの

#### 2 内 容

#### (1) 期末手当の支給月数

	6月期	12月期
令和4年度	1.625月	1. 725月
令和5年度以降	1. 675月	1. 675月

※前年度比0.1月分の引上げ(令和5年度以降は、引上げ分を6月期及び12月期で平準化して支給)

#### 3 対象職員

市長、副市長、教育委員会教育長

※市議会議員についても、本条例の例により引上げとなる。

#### 4 施行年月日

(1) 公布の日

ただし、令和5年度以降の期末手当支給月数の改定については、 令和5年4月1日から施行する。

(2) 令和4年度の期末手当支給月数の改定については、令和4年4 月1日から適用する。

## 5 その他

(1) 特別職の期末手当差額の概算(1年度当たり)

	給料月額		月数差		加算割合		期間率	<u> </u>	差額
市長	779,000 円	×	0.1	×	1. 15	×	1.0	=	89, 585 円
副市長	592,000 円	×	0. 1	×	1. 15	×	1.0	=	68,080 円
教育長	546,000 円	×	0. 1	×	1. 15	×	1.0	=	62, 790 円
								合計	220, 455 円

(2) 市議会議員の期末手当差額の概算(1年度当たり)【参考】

		給料月額		月数差		加算割合		期間率		差額
議	長	334,000 円	×	0.1	×	1. 15	×	1.0	=	38,410 円
副議	長	285,000 円	×	0. 1	×	1. 15	×	1.0	=	32,775 円
議	員	269,000 円	×	0. 1	×	1. 15	×	1. 0	=	30,935 円

議員 16 人分 合計 504,275 円

〔総務部:総務課〕

議案第64号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】

#### 1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和4年8月8日に あった人事院勧告に伴い、令和4年度及び令和5年度以降の給料及び勤勉 手当について、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの

#### 2 内 容

給与勧告の骨子(一部抜粋)

○本年の給与勧告のポイント

|月例給、ボーナスともに引上げ(ボーナス0.1月分)|

- ① 民間給与との格差を埋めるため、俸給表の水準を引上げ (平均改定率0.3%)
- ② 〈ボーナス〉民間の支給割合との均衡を図るため引上げ4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当の支給月数に反映

(1) 給料表の改定 平均0.3%の引上げ 初任給及び1級から3級における号給について改定

#### (2) 勤勉手当の支給月数

	6月期	12月期
令和4年度	0.95月	1.05月
令和5年度以降	1.00月	1.00月

- ※前年度比0.1月分の引上げ(令和4年度以降は、引上げ分を6月期及び12月期で平準化して支給)
- ※再任用職員にあっては、上表中「0.95月」は「0.45月」 と、「1.05月」は「0.50月」と、「1.00月」は「0. 475月」と読み替えた適用となる。

#### 3 施行年月日

(1) 公布の日

ただし、令和5年度以降の勤勉手当支給月数の改定については、 令和5年4月1日から施行する。

(2) 令和4年度の給料及び勤勉手当支給月数の改定については、令和4年4月1日から適用する。

## 4 その他

- (1) 一般職の給料差額(1年度当たり)
  - ·総額 4,864千円/年
  - ・職員一人当たりの平均 12千円
- (2) 一般職の勤勉手当差額(1年度当たり)
  - ·総額 12,588千円/年
  - ・職員一人当たりの平均 31千円

〔総務部:総務課〕

議案第65号

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部 改正】

## 1 要 旨

市職員の給与に関する条例の改正に準じて一部給料月額を引上げるため 本条例を制定するもの

#### 2 内 容

- (1) 市職員の給与に関する条例の行政職給料表の改正に準じて1級 及び2級の一部の号給を引上げる。
- (2) 期末手当の支給月数

	6月期 12月期	
令和5年度以降	1. 25月	1. 25月

※前年度比0.1月分の引上げ(令和5年度以降、引上げ分を6月期及び12月期で平準化して支給)

#### 3 施行年月日

令和5年4月1日

[総務部:総務課]

議案第66号

かすみがうら市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について【一部改正】

## 1 要 旨

国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も 60 歳から 65 歳に 段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員についても国に準拠し た制度とするため、関連条例を制定するもの

#### 2 内 容

#### 関係条例の改正概要

- (1) 市職員の定年等に関する条例の一部改正(第1条関係)定年関係、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員、定年の特例、管理監督職勤務上限年齢制、管理監督職勤務上限年齢による降任、情報提供・意思確認制度等について定める。
- (2) 市職員の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)60歳に達した職員の給与、それについての特例等について定める。
- (3) 市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正(第3 条関係)

管理監督職勤務上限年齢による降任について、意に反する降任とは ならない旨の内容を定める。

- (4) 市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正(第4条関係) 役職定年職員の減給の基準の内容について定める。
- (5) 市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正(第5条関係) 「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- (6) 市職員の育児休業等に関する条例の一部改正(第6条関係)育児休業、育児短時間勤務の適用外要件を定める。
- (7) 市職員の再任用に関する条例の廃止(第7条関係) 市職員定年等に関する条例の附則において暫定再任用職員の内容に ついて定めることから廃止する。

3	施行年月日
	令和5年4月1日から施行する。ただし、市職員の定年等に関する条例
	改正附則第21項の規定は、公布の日から施行する。
	〔 総務部:総務課〕

議案第67号

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算(第11号)

## 1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億6千763万3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ210億2千504万 4千円とするもの

#### 2 内 容

## (1) 歳入の補正

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	4, 000, 648	126, 824	4, 127, 472
県支出金	1, 442, 992	19, 811	1, 462, 803
繰越金	463, 727	110, 598	574, 325
市債	2, 464, 300	10, 400	2, 474, 700
歳入合計	20, 757, 411	267, 633	21, 025, 044

## (2) 歳出の補正

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	
議会費	143, 252	△2, 440	140, 812	
総務費	3, 421, 599	△6, 003	3, 415, 596	
民生費	6, 867, 387	177, 863	7, 045, 250	
衛生費	2, 242, 675	△11, 169	2, 231, 506	
労働費	27, 066	1,078	28, 144	
農林水産業費	721, 762	60, 604	782, 366	
商工費	423, 602	△9, 289	414, 313	
土木費	1, 892, 786	10, 457	1, 903, 243	

消防費	883, 005	9, 665	892, 670
教育費	2, 111, 722	36, 867	2, 148, 589
歳出合計	20, 757, 411	267, 633	21, 025, 044

## (3) 事業別補正予算の説明

(単位:千円)

	歳出(事業)	補正額	事業担当課
ア	議会費の事業費		
	職員等人件費	△2, 440	総務課
イ	総務費の事業費		
	職員等人件費	△4, 104	総務課
	文書法制に要する経費	880	総務課
	旧小学校施設管理に要する経費	422	学校教育課
	あじさい館管理に要する経費	12, 935	介護長寿課
	交通安全対策に要する経費	650	市民協働課
	職員等人件費	△100	総務課
	職員等人件費	△16, 686	総務課
ウ	民生費の事業費		
	職員等人件費	555	総務課
	障害者自立支援に要する経費	66, 260	社会福祉課
	要援護高齢者等対策に要する経費	6, 117	介護長寿課
	介護保険特別会計繰出に要する経費	△3, 183	介護長寿課
	職員等人件費	△127	総務課
	医療福祉に要する経費	4, 675	国保年金課
	医療福祉に要する経費(市単独)	12,000	国保年金課

	国民健康保険特別会計繰出に要する経費	$\triangle 7,555$	国保年金課
	児童手当支給に要する経費	15, 919	子ども家庭課
	職員等人件費	△11, 757	総務課
	民間保育所に要する経費	13, 997	子ども家庭課
	認定こども園に要する経費	2, 114	子ども家庭課
	職員等人件費	△95	総務課
	大塚児童館・ふれあいセンター管理運営に要する経費	249	大塚児童館・ふれあいセンター
	稲吉児童館管理運営に要する経費	137	稲吉児童館
	新治児童館管理運営に要する経費	162	新治児童館
	職員等人件費	124	総務課
	生活保護等総務事務に要する経費	23, 047	社会福祉課
	生活保護等扶助に要する経費	55, 224	社会福祉課
エ	衛生費の事業費		
	職員等人件費	△11,611	総務課
	環境保全推進に要する経費	660	環境保全課
	職員等人件費	△218	総務課
オ	労働費の事業費		
	職員等人件費	345	総務課
	勤労青少年ホーム管理に要する経費	388	市民課中央出張所
	働く女性の家管理に要する経費	345	市民課中央出張所
力	農林水産業費の事業費		
	職員等人件費	△650	総務課
	職員等人件費	△6, 472	総務課
	農業振興に要する経費	16, 300	農林水産課
	園芸振興に要する経費	12, 776	農林水産課
'			

	米政策推進に要する経費	16, 004	農林水産課
	農地中間管理に要する経費	479	農林水産課
	土地改良整備支援に要する経費	4, 878	農林水産課
	土地改良助成に要する経費	17, 289	農林水産課
キ	商工費の事業費		
	職員等人件費	△9, 289	総務課
ク	土木費の事業費		
	職員等人件費	15, 290	総務課
	職員等人件費	△4, 833	総務課
ケ	消防費の事業費		
	職員等人件費	9, 665	総務課
コ	教育費の事業費		
	職員等人件費	△5, 318	総務課
	小学校施設維持管理に要する経費	14, 266	学校教育課
	中学校施設維持管理に要する経費	11, 827	学校教育課
	職員等人件費	4, 892	総務課
	職員等人件費	159	総務課
	千代田公民館管理に要する経費	3, 722	千代田義務教育学校地区公民館
	職員等人件費	7, 377	総務課
	職員等人件費	△4, 262	総務課
	歴史博物館管理運営に要する経費	2, 266	歴史博物館
	富士見塚古墳公園管理運営に要する経費	164	歴史博物館
	埋蔵文化財に要する経費	480	歴史博物館

職員等人件費	$\triangle 2,257$	総務課
わかぐり運動公園管理運営に要する経費	724	スポーツ振興課
多目的運動広場管理運営に要する経費	903	スポーツ振興課
第1常陸野公園管理運営に要する経費	1, 924	スポーツ振興課

〔 市長公室:政策経営課 〕

## 令和4年度 一般会計補正予算第11号 R041122第4定例会

No	事業内	容	単位:	千円
1	あじさい館管理に要す	<sup>-</sup> る経費	12, 935	
	燃料費			2, 272
	光熱水費			10, 663
2	障害者自立支援に要す	る経費	66, 260	
	市内障害福祉サー 対する支援を行う。	付金(価格高騰重点支援) ビス事業所へ、燃料費高騰に 定員 576人×2,500円 定員 260人×5,000円		2, 740
	障害者福祉サービス	費事業		36, 454
	障害児給付費事業			15, 326
	国庫負担金等超過交	付金還付金		11, 293
3	要援護高齢者等対策に	要する経費	6, 117	
	市内老人保健施設 を行う。 通所系(20施設)	付金(価格高騰重点支援) へ、燃料費高騰に対する支援 定員 333人×2,500円 定員 1,055人×5,000円		6, 108
4	介護保険特別会計繰出	に要する経費	Δ3, 183	
	介護保険特別会計繰	出金		△3, 183
5	医療福祉に要する経費	<u>.</u>	4, 675	
	県交付金等超過交付	返還金		4, 675

No	事業内	容	単位:	:千円
6	医療福祉に要する経費	(市単独)	12, 000	
	医療費(単独)			12, 000
7	国民健康保険特別会計	繰出に要する経費	△7, 555	
	国民健康保険特別会記	計繰出金		△7, 555
8	児童手当支給に要する	経費	15, 919	
	国庫負担金等超過交付	讨金返還金		15, 919
9	民間保育所に要する経	費	13, 997	
	国庫補助金等返還金			13, 997
10	認定こども園に要する	経費	2, 114	
	国庫補助金等返還金			2, 114
11	生活保護等扶助に要す	る経費	55, 224	
	生活扶助費			5, 122
	住宅扶助費			1, 969
	介護扶助費			2, 703
	医療扶助費			42, 960
	葬祭扶助費			2, 470

No	事業	内	容	単位:	千円
12	農業振興に要す	する経費		16, 300	
	市内の認	材等の高騰に対	金 定新規就農者へ、燃泡 する支援を行 <b>う</b> 。	ⅎ	16, 300
13	園芸振興に要す	する経費		12, 776	
	儲かる産地	支援事業費補助	金		12, 776
14	米政策推進に	要する経費		16, 004	
	食用米の需 の影響を緩 2,000円の3	食用米生産者( 要減少及び価格 和し、事業継続 を援を行う。	面積50a以上)へ、3 下落による農業経営へ のため10aあたり (2,000円/10a)		16, 004
15	土地改良整備多	支援に要する紀	<b>经費</b>	4, 878	
	県単土地改	良上乗せ補助金			4, 878
16	土地改良助成	に要する経費		17, 289	
	農業水利 合へ、電気	料金高騰に対す の差額(高騰額	土地改良区及び水利線 る支援を行 <b>う</b> 。	<b>I</b>	17, 289
17	小学校施設維持	寺管理に要する		14, 266	
	光熱水費				14, 266
18	中学校施設維持	寺管理に要する	る経費	11, 827	
	光熱水費				11, 827

No	事業	内	容	単位	: 千円
19	9 千代田公民館管理に要する経費			3, 722	
	光熱	·水費			3, 722
20	歴史博物	別館管理運営に要す	する経費	2, 266	
	光熱	·水費			2, 266
21	第1常陸	を野公園管理運営(	こ要する経費	1, 924	
	光熱	·水費			1, 924
,	合 計			267, 633	

<sup>※1</sup> 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第68号

令和4年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予 算(第1号)

#### 1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ755万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ40億7千244万5千円とするもの

#### 2 内 容

## (1) 歳入の補正

款補正前の額補正額計繰入金350,139△7,555342,584歳入合計4,080,000△7,5554,072,445

## (2) 歳出の補正

款	補正前の額	補正額	11111
総務費	53, 322	△7, 555	45, 767
歳出合計	4, 080, 000	△7, 555	4, 072, 445

#### (3) 事業別補正予算の説明

	歳出(事業)	補正額	事業担当課
ア	総務費の事業費		
	職員等人件費	△7, 555	総務課

〔 市民部: 国保年金課 〕

(単位:千円)

(単位:千円)

(単位:千円)

議案第69号

令和4年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)

## 1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ137万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ9億6千237万7千円とするもの

#### 2 内 容

## (1) 歳入の補正

款補正前の額補正額計繰越金11,3771,378歳入合計961,0001,377962,377

## (2) 歳出の補正

款	補正前の額	補正額	# <u></u>
後期高齢者医療広域連合納付金	952, 616	1, 377	953, 993
歳出合計	961,000	1, 377	962, 377

## (3) 事業別補正予算の説明

歳出(事業)		補正額	事業担当課		
ア 後期高齢者医療広域連合納付金の事業費					
後期高齢者医療広域連合納付に要する経費		1, 377	国保年金課		

〔市民部:国保年金課〕

(単位:千円)

(単位:千円)

(単位:千円)

議案第70号

令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第2号)

(単位:千円)

(単位:千円)

(単位:千円)

## 1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ156万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ37億8千898万8千円とするもの

#### 2 内 容

## (1) 歳入の補正

款 補正前の額 補正額 計 673, 273 繰入金 676, 456 △3, 183 繰越金 12, 137 4,746 16,883 歳入合計 3, 787, 425 1,563 3, 788, 988

## (2) 歳出の補正

款	補正前の額	補正額	<del>=</del>
総務費	91, 640	△3, 183	88, 457
地域支援事業費	121, 309	529	121, 838
諸支出金	12, 139	4, 217	16, 356
歳出合計	3, 787, 425	1, 563	3, 788, 988

#### (3) 事業別補正予算の説明

歳出(事業)		補正額	事業担当課
ア	総務費の事業費		
	職員等人件費	△3, 183	総務課
1	地域支援事業費の事業費		
	職員等人件費	529	総務課

7 諸支出金の事業費	
国庫支出金等返還に要する経費	4,217 介護長寿課

議案第71号

令和4年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第3号)

#### 1 要 旨

今回の補正は、予算書第3条に定めた収益的支出の予定額10億993 万8千円に3千464万1千円を増額し、収益的支出の予定額の総額を1 0億4千457万9千円とするもの。また、予算書第4条に定めた資本的 支出の予定額10億2千927万円に363千円を増額し、資本的支出の 予定額の総額を10億2千963万3千円とし、予算書第8条に定める職 員給与費を5千449万6千円とするもの

## 2 内 容

## (1) 収益的支出の補正

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	<del>] </del>
水道事業費		1, 009, 938	34, 641	1, 044, 579
	営業費用	940, 536	34, 641	975, 177

#### (2) 資本的支出の補正

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
資本的支出		1, 029, 270	363	1, 029, 633
	建設改良費	743, 636	363	743, 999

〔都市建設部:上下水道課〕

議案第72	2 号
-------	-----

令和4度かすみがうら市下水道事業会計補正予算(第2 号)

## 1 要 旨

今回の補正は、予算書第3条に定めた収益的支出の予定額13億4千6 52万5千円に1千883万円を増額し、収益的支出の総額を13億6千 535万5千円とするもの

#### 2 内 容

## (1) 収益的支出の補正

款	項	補正前の額	補正額	計
下水道事業		1, 346, 525	18, 830	1, 365, 355
費用	営業費用	1, 211, 295	18, 830	1, 230, 125

〔都市建設部:上下水道課〕

(単位:千円)

議案第73号

かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について

#### 1 要 旨

令和5年3月31日をもって、かすみがうら市活性化センター生産物直売所の5年間の指定管理期間が満了となることから、引き続き指定管理者制度を導入し、当該施設を管理することとしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、下記候補者を指定管理者として指定するため議会の議決を求めるもの

#### 2 内 容

- (1) 候補者名 かすみがうら市活性化センター運営委員会 委員長 小松﨑 尊
  - 茨城県かすみがうら市宍倉6343番地2
- (2) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

〔 産業経済部:観光課 〕

議案第74号

かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について

## 1 要 旨

令和5年3月31日をもって、かすみがうら市水族館の5年間の指定管理期間が満了となることから、引き続き指定管理者制度を導入し、当該施設を管理することとしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、下記候補者を指定管理者として指定するため議会の議決を求めるもの

#### 2 内 容

- (1) 候補者名 株式会社デン・ケリー 代表取締役 佐山 等 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目13番12号
- (2) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

〔 産業経済部:観光課 〕

議案第75号

字の区域の変更について

## 1 要 旨

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、 本市内の字の区域を下記のとおり変更するため、議会の議決を求めるもの

#### 2 内 容

土地区画整理事業が施行されることに伴い、施行地内の字の区域に一部 変更の必要が生じたものである。

- (1) 事業名 かすみがうら市向原土地区画整理事業
- (2) 施 行 者 向原土地区画整理組合
- (3) 事業認可日 平成4年11月24日
- (4) 事業面積 6.0 h a
- (5) 換地処分年月日 令和5年3月31日予定

## (6) 変更される区域

変更後		左に包括される区域		
大字名	字 名	大字名	字 名	地番
下稲吉	大工畑	下稲吉	向原	1688番1の一部
同	同	同	同	1688番2の一部
同	向原	同	大工畑	1682番の一部
同	馬坂谷	同	同	1684番3の一部
同	同	同	同	1686番18
同	同	同	同	1686番19
同	同	同	向原	2647番1の一部
同	同	同	同	2647番24の一部
同	向原	同	馬坂谷	1930番1の一部
同	同	同	同	1930番3の一部
同	同	同	同	1934番2の一部
同	同	同	同	介在する水路の一部

[総務部:総務課]

〔都市建設部:都市整備課〕

